

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社坂林盛樹園
主たる営業所の所在地	兵庫県三田市
許可番号	兵庫県知事（特－５）第 300863 号
許可を受けている建設業の種類	土、と、石、舗、し、園、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 10 月 16 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項本文
処分の内容	<p>建設業法第 28 条第 1 項本文の規定に基づく指示処分</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社坂林盛樹園は、「ラ・ビスタ宝塚レフィナス改修工事」にかかる請負契約を締結して施工するにあたり、建設業法第 19 条第 1 項に規定する書面を作成しなかった。</p> <p>このことは、建設業法第 28 条第 1 項に該当する。</p>